

契 約 説 明 書

入札順 3／3 午前

業務名	令和8年度集会施設太陽光発電設備設置工事設計業務
業務場所	豊田郡大崎上島町
入札(予定)年月日	令和8年10月13日(火) 11時00分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
履行期間	自 契約締結の日の翌日 至 令和9年3月26日
特約事項	前金払 : 無 部分払 : 無
最低制限価格	有
契約保証金	免除。(ただし、本年度及びその前2年度の間には本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国もしくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績がない場合は、契約の保証金の納付を要する。)
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

入 札 条 件

1 入札保証金

大崎上島町財務規則第98条第2項の規定により、免除する。

2 契約保証金

契約の保証は、免除とする。ただし、本年度及びその前2年度の間には本業務と種類を同じくし、かつ規模を同等以上とする契約を町又は国若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結した実績が無い場合は、契約の保証の納付を要する。

3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合は入室を許可することができる。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

5 落札者の決定

- (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合くじ引きを拒否することはできない。

6 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 業務名に誤りがある場合
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。
- (6) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。

- (9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 再度の入札をした場合において、その入札が（1）から（10）までのいずれかに該当するとき。

7 再度入札

再度入札の回数は、**2回以内**とする。ただし、最低制限価格の設定がある場合、最低制限価格を下回る価格の入札をして失格した者は、再度入札に参加できない。

8 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は入札時まで、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。
 - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
 - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

9 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

10 業務委託料内訳書及び工程計画表並びに管理技術者、照査技術者の届出

業務委託料内訳書及び工程計画表並びに管理技術者、照査技術者の職歴を契約締結後14日以内に届け出ること。

11 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。
- (3) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと

12 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

- (1) 提出方法
書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。
- (2) 提出期限
原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日の場合又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

単町

大崎上島町

令和8年度

令和8年度集会施設太陽光発電設備設置工事設計業務

豊田郡大崎上島町

当 初

業務概要

集会施設に太陽光発電設備(蓄電池を含む。)を設置する工事に係る設計業務

集会施設5施設

地域芸能文化伝承館

白水老人集会所

東野解放教育集会所

天寿会館

天満地域集会所

設計業務仕様書

- 1 委託業務の名称 令和8年度集会施設太陽光発電設備設置工事設計業務

- 2 委託業務の箇所 (1) 地域芸能文化伝承館 (大崎上島町東野5372番地16)
 (2) 白水老人集会所 (大崎上島町東野6625番地25)
 (3) 東野解放教育集会所 (大崎上島町東野3960番地)
 (4) 天寿会館 (大崎上島町木江124番地)
 (5) 天満地域集会所 (大崎上島町木江甲244番地)

- 3 履 行 期 間 自 契約締結日の翌日
 至 令和9年3月26日

- 4 設計委託内容
実施設計 (工事積算含む。) 業務
太陽光発電設備設置工
※各集会所屋根の改修が必要な場合は、太陽光発電設備設置工事とあわせ、整備すること。

・地域芸能文化伝承館 (構造：木造 平屋建て)
蓄電容量：4kwh、停電時最大出力：2kVA、太陽電池モジュール10枚程度

・白水老人集会所 (構造：木造 平屋建て)
蓄電容量：4kwh、停電時最大出力：2kVA、太陽電池モジュール10枚程度

・東野解放教育集会所 (構造：木造 平屋建て)
蓄電容量：4kwh、停電時最大出力：2kVA、太陽電池モジュール10枚程度

・天寿会館 (構造：木造 平屋建て)
蓄電容量：4kwh、停電時最大出力：2kVA、太陽電池モジュール10枚程度

・天満地域集会所 (構造：木造 平屋建て)
蓄電容量：4kwh、停電時最大出力：2kVA、太陽電池モジュール10枚程度

5 業 務 内 容

- (1) ☐ 基本設計
- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| ☐ 建築設計 | 【配置・平面・立面・内外仕上案・面積表】 |
| ☐ 電気設備設計 | 【計画（供給方式・設置方法等）の検討】 |
| ☐ 機械設備設計 | 【計画（供給方式・設置方法等）の検討】 |
| ☐ 工事費概算 | 【科目別内訳程度】 |
- (2) ☒ 実施設計
- | | |
|--|------|
| ☒ 建築設計 | 【一式】 |
| ☒ 電気設備設計 | 【一式】 |
| ☒ 機械設備設計 | 【一式】 |
| ☒ 工事費内訳書 | 【一式】 |
| ☒ 各種計画書 | 【一式】 |
| ☒ その他 | 【一式】 |
- (3) ☐ 手続き等
- 建築基準法関係及び各関係法令に基づく手続き
申請手数料を要する場合、計画通知手続き等に伴う1回分の
手数料（構造計算適合性判定費用含む）は発注者が負担する。
- (4) ☐ 工事監理業務

6 注 意 事 項

実施設計業務

- (1) 設計は、関係法令の規定や諸基準を遵守すること。
- (2) 設計に際しては、担当者と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。
- ア 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- イ 設計物と周辺の環境との調和
- ウ 使用上の利便
- エ 維持、管理の容易性、経済性及び各種設備更新時の検討
- オ 工事の安全性及び公衆災害の防止
- カ 条件明示（原則として特記仕様書〔施工条件〕に記入すること）
- キ 再生資源の利用の促進（再生資源利用促進実施要領）
- 【広島県土木建築部技術調整室制定：平成15年4月1日】摘要によること
- ク 分別解体の適正化（物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること）
- (3) 設計図の作成については、係員の指示によること。
- (4) 設計図の作成にあたっては、原則として製品製造所名を記載してはならない。
- (5) 工事内訳書の作成は、係員の指示によること。
- 工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積りによる場合は、3社以上の見積りを取り比較表を作成し、最低見積額を採用すること。なお、見積りを依頼する前には、見積り依頼先名簿を提出し承諾を得ること。
- (6) 建築と各設備との設計内容の調整及び確認を十分に行うこと。

- (7) 委託業務を履行するうえで、工事設計の一部に対し第三者の協力を得る場合（設備設計・植栽・造園等）には、あらかじめ協力業者名簿を提出し、承諾を得ること。
- (8) 建築設計・設備設計は、建設大臣官房官庁営繕部監修の関係図書（最新版）等を参考にすること。
- ・ 建築工事設計図書作成基準（建設大臣官房官庁営繕部監修最新版）
 - ・ 建築設計基準仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修最新版）
 - ・ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
 - ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
 - ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修最新版）
 - ・ 建築改修工事標準仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修最新版）
 - ・ 官庁施設の総合耐震計画標準（建設大臣官房官庁営繕部監修最新版）
- (9) 各種計算書の作成は、建築規模・内容に応じ安全性等について行うこと。
- (10) 積算業務に際しては、建築積算資格者の適切な活用を図ること。
- (11) 工事概算書（説明書）の作成及び内容の説明等を要請されたときは、これに応じること。
- (12) 工事实施に伴い設計図書に関する事項の協議等があった場合には、これに応じ、協力すること。
- (13) 委託業務に基づく設計図書の著作権は、委託者に帰属する。

※C A D及び積算ソフトの使用については、担当者と事前に協議すること。

7 提 示 資 料

- | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|--|---|--|---------|--|---|
| ☐ 基本計画書 | 【 | | 】 | ☐ 地質調査資料 | 【 | | 】 |
| ☐ 基本計画案 | 【 | | 】 | ☒ 既存図面一式 | 【一部図面有】 | | |
| ☐ 敷地測量図 | 【 | | 】 | ☐ その他 | 【 | | 】 |

8 提 出 図 書

【成果品】

- | | | | |
|------|--|---|------|
| (1) | ☐ 基本設計書 | | |
| (2) | ☒ 原図 | ☒ A 2 版 | 1 部 |
| (3) | ☒ 構造計算書及び各種計算書 | ☒ 原本 | 1 部 |
| | | ☒ 製本（A 4 版） | 1 部 |
| (4) | ☒ 工事費内訳書 | ☒ 金額入り | 1 部 |
| | | ☒ 金額抜き | 1 部 |
| (5) | ☒ 数量計算書 | | 1 部 |
| (6) | ☒ 内訳書単価根拠書類 | | 1 部 |
| (7) | ☒ 官公署手続書類 | | 必要部数 |
| (8) | ☐ 着色パース | | 1 部 |
| (9) | ☐ A 4 版折り製本 | | 1 部 |
| (10) | ☒ 二つ折り製本 | ☐ A 2 版 | 1 部 |
| | | ☒ A 3 縮小版 | 1 部 |
| (11) | ☐ 平面製本 | | 1 部 |

【事務書類】（１～３は、着手後１週間程度以内に提出すること。）

- | | | | |
|-----|----------------|-----------------------|---|
| （１） | ■着手通知書 | 【着手後速やかに提出 | 】 |
| （２） | ■委託業務担当者氏名届 | 【着手後速やかに提出（経歴書含む） | 】 |
| （３） | ■委託業務工程表 | 【着手後速やかに提出 | 】 |
| （４） | □期間別委託業務工程報告書 | 【毎月１５日、月末日（作成した図面を添付） | 】 |
| （５） | □協力業者名簿届 | 【業者選定後速やかに提出 | 】 |
| （６） | □見積依頼先名簿届 | 【依頼先候補選定後速やかに提出 | 】 |
| （７） | ■借用書 | 【提示資料に対するもの | 】 |
| （８） | ■業務打合せ簿（打合せ記録） | 【打合せ（担当者及び関係官庁等）毎 | 】 |
| （９） | ■委託業務完了通知書 | 【業務完了後速やかに提出（成果品共） | 】 |

※（１）～（７）を提出の際は業務打合せ簿を表紙にして提出する書類の名称を記入し提出すること。

9 業務委託料の支払

受託者から成果品の提出があり、委託者がその設計の完了を確認の後、支払うものとする。

設計業務費		内 訳 書		令和8年度集会施設太陽光発電設備設置工事設計業務		頁
工事 工種 種別 細別	施工名称など 規格 1 規格 2	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務費						
地域芸能文化伝承館		1	式			第 1号 単価表
白水老人集会所		1	式			第 2号 単価表
東野解放教育集会所		1	式			第 3号 単価表
天寿会館		1	式			第 4号 単価表
天満地域集会所		1	式			第 5号 単価表
直接人件費		1	式			
諸経費		1	式			
技術経費		1	式			
業務価格		1	式			

大崎上島町

[illegible]

大崎上島町

第 1 - 1 号		地域芸能文化伝承館				頁 3
単 価 表						
施工名称など 規格 1 規格 2	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
技師 (C)	12	人				
*** 単位当り ***	1	式				

大崎上島町

第 2 - 1 号		白水老人集会所				頁 4
単 価 表						
施工名称など 規格 1 規格 2	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
技師 (C)	14	人				
*** 単位当り ***	1	式				

大崎上島町

第 3 - 1 号		東野解放教育集会所				頁 5
単 価 表						
施工名称など 規格 1 規格 2	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
技師 (C)	12	人				
*** 単位当り ***	1	式				

大崎上島町

第 4 - 1 号		天寿会館				頁 6
単 価 表						
施工名称など 規格 1 規格 2	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要	
技師 (C)	12	人				
*** 単位当り ***	1	式				

大崎上島町

施工名称など 規格 1 規格 2	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
技師 (C)	12	人			
*** 単位当り ***	1	式			

